

青森県報

第三千四百二十二号

平成二十三年
八月五日
(金曜日)

目 次

告 示

軽油引取税に係る特約業者の代表者の氏名の変更	(税務課)	一
広域連合の規約の変更	(市町村課)	一
救急病院の設置	(振興課)	一
保安林の指定予定	(医療業務課)	一
基本測量の実施	(林政課)	二
道路の区域の変更	(監理課)	二
道路の供用の開始	(道路課)	二
監査委員	(同)	三
監査結果に対する措置の公表	(事務局)	三
公安委員会		
運転免許取得者教育機関の代表者の氏名変更の届出	(運転免許課)	六
正 誤		
平成十七年三月二十八日号外第二十七号告示中	(漁港漁場整備備課)	七

告 示

青森県告示第六百五十五号

次の軽油引取税に係る特約業者の代表者の氏名について次のとおり変更があったので、青森県税条例施行規則（昭和三十四年五月青森県規則第六十一号）第十二条の五前段の規定により告示する。

平成二十三年八月五日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	名 称	代表者の氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	変更年月日
変更前	株式会社東北タンク商会	竹尾 治	青森市橋本一丁目六の三	平成三〇・六・三
変更後		半渡 忍		

青森県告示第六百五十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百九十一条の三第三項の規定により、津軽広域連合の規約の変更の届出を平成二十三年七月二十二日受理したので、同条第五項の規定により公表する。

平成二十三年八月五日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第六百五十七号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次のとおり救急病院を認定したので、同令第二条第一項の規定により告示する。

平成二十三年八月五日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	認定の有効期限
弘前脳卒中・リハビリテーションセンター	弘前市大字扇町一丁目二の一	平成二十六年八月四日

青森県告示第六百五十八号

次のとおり森林を保安林に指定する予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成二十三年八月五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 保安林予定森林の所在場所

青森市大字横内字八重菊五三の二（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

（一）立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二）立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及び青森市役所に備え置いて縦覧に供する。）

青森県告示第六百五十九号

国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、測量法

（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十三年八月五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 作業種類

基本測量（基盤地図情報整備）

二 作業期間

平成二十三年九月十三日から平成二十四年三月三十一日まで

三 作業地域

青森市、弘前市、黒石市、五所川原市、つがる市、平川市、外ヶ浜町、鱒ヶ沢町、藤崎町、大鰐町、田舎館村、板柳町、鶴田町、十和田市、三沢市、むつ市、平内町、野辺地町、七戸町、東北町、六ヶ所村、おいらせ町、三戸町、南部町、五戸町

青森県告示第六百六十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十三年九月四日まで青森県国土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十三年八月五日

青森県知事 三 村 申 吾

図面 番号	道路 種類	路線名	変更の区間		変更の前後別		敷地の幅員	敷地の延長	備考
			前	後	前	後			
1	県道	稲盛千代町 山田線	つがる市森田町下相野住野蔵二九〇の一から つがる市森田町下相野住野蔵四〇の一まで	つがる市森田町下相野亀山三の二から つがる市森田町下相野亀山一八六まで	七・二〇メートルから 六・五〇メートルまで	三・四・〇〇メートルから 三・四・〇〇メートル	五五・五〇メートル		

青森県告示第六百六十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十三年九月四日まで青森県土木整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十三年八月五日

青森県知事 三 村 申 吾

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道稲盛千代町山田線	つがる市森田町下柏野住野蔵二九〇の一からつがる市森田町下柏野住野蔵四〇〇の一まで	平成三・八・五
県道弘前岳鎌ヶ沢線	つがる市森田町下柏野亀山一八六からつがる市森田町下相野亀山一八六まで	〃
	西津軽郡鵜ヶ沢町大字芦沼町字響滝無番から西津軽郡鵜ヶ沢町大字芦沼町字響滝六四の一まで	〃

監 査 報 告

監査結果に対する措置の公表

平成23年 3 月28日付け青監査第119号で報告した特定行政監査の結果（監査対象事務：重要物品の管理及び活用状況について）に基づき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、青森県知事から措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成23年 8 月 5 日

青森県監査委員 泉 山 哲 章
同 元 木 篤 子

同 工 藤 兼 光
同 岡 元 行 人

監査結果 1

帳票と現物の照合について（改善事項）

平成22年 4 月から11月に処分済の機械器具12点及び平成22年 3 月以前に処分済となっていた機械器具22点については、いずれも財務規則に基づく知事の承認、物品処分書の作成及び電算処理要領に基づく重要物品異動報告の手続を行っていないかった事例である。

該当する機関にあつては、重要物品異動報告を行うなどの是正措置を速やかに講じるとともに、物品担当職員と実際に物品を使用する職員との連携を図るなど所定の手続に漏れが発生しないような対策を徹底する必要がある。

対応した機関名	措置の内容
青森県原子力センター	指摘の対象となった重要物品については、平成22年 4 月30日及び平成23年 3 月 2 日付けで知事承認等の手続を行うとともに、平成22年 9 月28日及び平成23年 3 月 2 日付けで重要物品異動通知を行った。今後は物品担当者として使用職員との連携を密に図り、適正な処理手続を実施していく。
青森県営農学校	営農学校で処分済みとなっていた機械器具 3 点（トラクター 2 台及び生乳冷却用バルククーラー 1 台）について、農林水産部長へ報告書及び領末書を提出し、その後電算処理要領に基づく重要物品異動報告書を提出し電算データを削除する手続を行った。また、所属職員へ物品管理事務に係る諸規定及び物品の処分の際には庶務担当者へ事前に連絡することを改めて周知し、再発防止を図った。
西北地域農民局 地域農林水産部	知事の承認を得ず処分した事例については、平成23年 1 月31日付けで農林水産部長へ領末書及び報告書を提出し、平成23年 2 月 9 日付けで主官課総務で会計管理課長へ「重要物品異動通知内訳書」を提出した。 なお、管理を徹底するため、各庁舎ごとに整理し、物品ごとに管理責任者を定めて記入し、タイトル欄に【処分する場合、知事の承認必要】と明記した、「重要物品一覧」を作成した。人事異動等の際もこの「重要物品一覧」を引継資料とし、重要物品の所在を明らかにする。
上北地域農民局 地域農林水産部	平成23年 1 月21日付けで重要物品異動通知内訳書を作成し、平成23年 3 月22日付けで会計管理課長に提出済みである。

<p>中南地域県民局 地域整備部</p>	<p>既に現物が存在しない4点について、重要物品異動報告を行い、重要物品現在高報告書と現物の管理状況不一致を解消した。</p>
<p>西北地域県民局 地域整備部</p>	<p>平成22年11月時点で処分済となっていた機械器具6点については財務規則に基づく知事の承認を得ていなかったことから、平成23年1月11日付けで県土整備部宛に願未書を添えた報告書を提出済みである。重要物品異動報告についても同日付けで送付し、平成23年2月3日付けで物品処分の出納執行を行い手続きを完了させたところである。今後は物品を処分する際、物品担当職員と、実際に物品を使用する職員との連携を密にし、複数の担当でチェックするなどし、所定の手続きに漏れないよう留意することとした。</p>
<p>上北地域県民局 地域整備部</p>	<p>財務規則に基づく知事の承認を得ることなく廃棄手続を行った重要物品（光波距離計、風向風速計）については、願未書を添付の上、平成23年1月26日付けで県土整備部長へ報告を行った。また、物品処分調書の作成及び電算処理要領に基づく重要物品異動報告の手続きを併せて行ったものである。今後、重要物品の処分に当たっては、所定の手続きが必要であることを毎年度当初部内各課へ周知するとともに、使用所管課による在庫確認を庶務担当者立ち合いの上、毎年度初確実に実施することとする。</p>
<p>下北地域県民局 地域整備部</p>	<p>平成23年1月25日付けで県土整備部長に対し当該事案に係る報告書及び願未書を提出するとともに、物品処分調書の作成及び電算処理要領に基づく重要物品異動報告の手続を行った。平成23年2月28日から3月4日にかけて、部内課長以下全職員を対象に内部研修を全3回実施し、本監査の受検結果及び重要物品に関する財務規則等諸規定について周知した。</p>

監査結果 2

帳票と現物の照合について (改善事項)

誤った重要物品異動報告がなされたことにより、本来は主管課の現在高報告書に記載されるべきものが、公所の現在高報告書に記載されている事例については、主管課から複数の物品を管理換えする際に、管理換えしない物品も誤って重要物品異動報告に記載してしまつたものと思われる。

該当する機関にあっては、速やかに重要物品異動報告の是正措置を講じるとともに、現在高報告書の提出に当たっては、現物及び備品出納（供用）票等関係書類との照合確認を徹底する必要がある。

対応した機関名	措置の内容
<p>青森県原子力センター</p>	<p>指摘のあった物品については、平成23年2月17日付け青原セ第234号で原子力センターから主管課である原子力安全対策課への重要物品異動報告が行われたことでは是正措置が完了し、平成22年度重要物品増減及び現在高報告書は本是正措置を反映して作成されたことを確認した。今後は現物と関係書類とのチェックを厳正に行うようしていく。</p>
<p>原子力安全対策課</p>	<p>指摘のあった物品については、平成23年2月17日付け青原セ第234号で原子力センターから主管課である原子力安全対策課への重要物品異動報告が行われたことでは是正措置が完了し、平成22年度重要物品増減及び現在高報告書は本是正措置を反映して作成されたことを確認した。今後は、現在高報告書の提出に当たり、現物との照合確認を徹底するとともに、当該課が管理する備品に係る備品併用票の取得価格欄を点検することで、重要物品現在高と備品管理状況が合致していることを確認することとした。</p>

監査結果 3

帳票と現物の照合について (改善事項)

国から無償貸与を受け県が管理使用している物品が現在高報告書に記載されている事例については、県の所有物品ではないことから現在高報告書に記載する必要はないものである。

該当する機関にあっては、国から貸与を受けている物品について、現在高報告書から削除すべく手続を行う必要がある。

対応した機関名	措置の内容
<p>青森県原子力センター</p>	<p>指摘の対象となった物品については、平成23年5月20日付けで重要物品異動通知を行い、現在高報告書から削除した。</p>

監査結果 4

帳票と現物の照合について (検討事項)

美術工芸品について、下記の理由により、重要物品増減及び現在高報告書提出時に現物との照合を行っていない所屬がある。

収蔵庫内の作品は厳重な管理（監視カメラ、セキュリティカード）の下で保管されていること

収蔵庫内には3千点以上の作品が保管されており、作品の劣化を防ぐために梱包されている作品もあり、開梱、梱包作業を行うために経費がかかること

確認作業の際、作品を移動することにより、作品が損傷する恐れがあること
常設展の展示替が年4回行われており、一部作品の確認が行われていること
該当する機関にあっては、対象物が美術工芸品であるという特殊性を考慮すれば、
現物との照合作業に困難が伴うことは認められるものの、重要物品の適切な管理の観
点から、現物との照合確認の実施方法について検討する必要がある。

対応した機関名	措置の内容
青森県立美術館	重要物品である美術工芸品については、今後、年1回その 所在について確認を行うこととする。

監査結果 5

保守点検の実施状況について（改善事項）
労働安全衛生法第45条の規定に基づき「スキッドステアホイールローダー（畜舎内
作業機）」の定期自主検査の記録を保存していないものがあった。
該当する機関にあっては、今後は労働安全衛生法及び労働安全衛生規則が定める保
存年限に従い、必要ときに直ちに参照できる状態で保管しておく必要がある。

対応した機関名	措置の内容
青森県営農大 学	過去に実施した特定自主検査に係る記録のうち廃棄せず保 存しているもの及び今後実施する特定自主検査に係る記録に ついては、各機械を管理する課において専用の簿冊を作成し、 保存年限中は確実に保存することとした。

監査結果 6

保守点検の実施状況について（改善事項）
公用車（除雪関係車両を除く301台）について、道路運送車両法第48条の定期点検
整備を実施していない車両が一部みられた。
公用車の適切な管理のためには法定点検が必要であることから、該当する機関にあっ
ては、今後は、同法に定められた期間ごとに定期点検整備を実施する必要がある。

対応した機関名	措置の内容
防災消防課	道路運送車両法第48条の定期点検整備を実施していない車 両3台のうち、定期点検整備の時期を過ぎていた2台に関し て、1台については5月9日に定期点検整備を実施、もう1 台は5月28日車検を取得した。定期点検整備の時期が平成24 年3月となる1台に関する。当該時期に定期点検整備を 実施することとしている。

青森県消防学校
道路運送車両法第48条の定期点検整備を実施していない車
両6台について、定期点検整備の時期を過ぎていた5台に関
しては、業者に依頼し、4月22日から同月28日までの間に定
期点検整備を行い、平成22年8月車検取得し、定期点検整備
の時期が平成23年8月となる1台については、当該時期に定
期点検整備を実施することとしている。

青森県原子力セ
ンター
指摘の対象となった公用車については、平成23年度から法
令に基づく定期点検整備を実施していく。

青森県営農大
学
公用車の車検有効期限及び定期点検整備スケジュールを一
覧表にまとめ、法で定める期間ごとに必要な点検整備を実施
することとした。

中南部地域民局
地域農林水産部
監査実施時点で法定の定期点検整備を実施していなかった
公用車1台（整理番号127931 ニッサンステーションコソ）
については、平成23年2月24日に24か月点検整備を実施しま
した。
これまで、車検の時期に合わせて定期点検整備を実施し
ていましたが、今後は、当部で管理する全ての公用車につい
て、毎年1回の定期点検整備を実施するよう改善します。

三八地域民局
地域農林水産部
それぞれ公用車の車検時期に照らし合わせ、6か月点検12
か月点検時には、忘れずに法定点検を実施することとした。

西北地域民局
地域農林水産部
特定行政官の監査結果について、各行舎及び地域連携部
へ連絡し、公用車について車検のみならず、法定点検も必要
なことを周知した。
また、各行舎ごとに整理して作成した、「重要物品一覧」
により、管理責任者による管理を徹底し、公用車の車検及び
法定点検の手続き漏れを防止する。

下北地域民局
地域農林水産部
地域農林水産部で管理している公用車について管理車両一
覧及び月別点検スケジュールを作成し、職員へ周知徹底を図
った。

東青地域民局
地域整備部
公用車のうち、法定点検期日が到来したものは点検整備を
実施しており、また、今後も適切な時期に点検整備を実施し
ていく。

中南部地域民局
地域整備部
法定点検整備を実施していなかった車両（3台）について
点検整備を行った。

三八地域民局
地域整備部
今後、道路運送車両法第48条の規定に基づき、定められた
期間ごとに定期点検整備を行う。定期点検は、実施予定月日
を年間配車表（所属共有電子ファイル）に入力し計画的に実
施する。それにより公用車の整備状況を職員に周知すると
ともに点検整備漏れを防止することもできる。また、運転を業
務としてしている職員に対して定期点検を個別に周知徹底する。

西北地域県民局 地域整備部	道路運送車両法第48条では、1年ごとに定期点検整備を実施することとされていたが、当部では2年ごとの車検しか実施していなかったことから、今後はすべての車両において1年ごとの定期点検整備を実施することとした。 点検の時期についても年間の計画表を作成し複数の担当者で確認し合い、実施漏れのないよう留意することとした。
上北地域県民局 地域整備部	今後、すべての公用車について、道路運送車両法第48条の定期点検整備を実施することとし、また点検整備漏れを防ぐために公用車点検整備一覧表を作成し、これを複数の担当で確認することで車検切れ及び点検漏れを防ぐこととする。
下北地域県民局 地域整備部	除雪関係車両を除く公用車について、車検有効期限等を記載した一覧表を作成するとともに、当該一覧表を関係職員誰でもが閲覧可能な場所へ保管することにより手続きの失念を防止し、車検更新（継続検査）のみならず道路運送車両法第48条の定期点検整備についても時期を失することなく実施することとした。

監査結果 7

使用実績がない又は少ない理由について（改善事項）

使用実績がない物品の中には、後継機器に更新済で当該物品の使用は終了しているもの、部品を利用するため保管しているに過ぎないにもかかわらず、依然として重要物品として管理されている事例が見受けられた。

該当する機関にあっては、必要に応じて消耗品等へ分類換えを行うなど適切な取扱いをする必要がある。

対応した機関名	措置の内容
青森県環境保健センター	指摘の対象となった物品については、平成23年5月18日付で重要物品から消耗品に分類換えを行うとともに、平成23年5月23日付で重要物品異動通知を行った。 なお、今後は、消耗品として適正に保管し、他の同機種の部品として活用していくこととする。
青森県原子力センター	指摘の対象となった物品については、平成23年5月20日付で重要物品異動通知を行い、現在高報告書から削除するとともに、部品取りのための物品として分類換えを行い保っている。

監査結果 8

美術工芸品の展示等の状況の記録状況について（要望事項）

県立美術館においては、美術品の展示等の状況を、作者、題名、作品の写真、状態の記録、点検・異動の記録等が記入された作品カードに記録するとともに、展示作品

等が記載された常設展等のパンフレットを保存している。また、数年前から手書きの作品カードを電子データへ移行し、データベースシステムとして整備する作業に一部着手しているが、完成時期は未定とのことであった。

このため、個別の作品については展示等の状況記録は行われているものの、現状では収蔵している美術品の展示履歴を一览できない状況である。

美術工芸品をより効率的に管理し、展示等により県民に還元していくためには、約600点の重要物品を含む3千点以上もの作品及びその展示等の状況を網羅的に把握する必要があり、そのためデータベースシステムの整備を計画的かつ着実に実施していく必要がある。

対応した機関名	措置の内容
青森県立美術館	各作品のデータについては、作者、題名、作品の写真等のデータのほか、作品の展示記録（最終確認日）についても記録するデータベースシステムを平成23年度中に完成させるなど、今後、作品の効率的な管理を行う。

公安委員会

青森県公安委員会告示第九十号

運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成十二年国家公安委員会規則第四号）第七十条第一項の規定により、棟方商事有限会社から代表者の氏名変更の届出があったので、回条第九十の改正により公示する。

平成二十三年八月五日

青森県公安委員会委員長 加 藤 善 貞

代表者の氏名	棟方清	棟方清崇	平成二十三年七月八日
代表者の氏名	棟方清	棟方清崇	平成二十三年七月八日

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭